

平成26年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計86件（予算議案32件・条例議案39件・一般議案5件・道路議案2件・人事議案7件・
諮問議案1件）

《予算議案》

議案第2号～議案第13号

（内容）

- ・ 平成25年度さいたま市一般会計補正予算 2件
- ・ 平成25年度さいたま市特別会計補正予算 9件
- ・ 平成25年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第14号～議案第33号

（内容）

- ・ 平成26年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成26年度さいたま市特別会計予算 16件
- ・ 平成26年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成26年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成26年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

《条例議案》

議案第34号 さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

戦略的な都市経営に係る企画立案及び部局横断的な総合調整並びに行財政改革の更なる推進を一体的に行うことにより、一層の事務の効率化を図るため、都市戦略本部を設置するもの。

（内容）

- 1 都市戦略本部の新設
 - ・ 市長の権限に属する事務を分掌させるため、局相当の組織として都市戦略本部を設けるもの。
- 2 分掌事務
 - ・ 都市戦略本部に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア 戦略的な都市経営に係る企画立案及び総合調整に関すること。
 - イ 行財政改革の推進に関すること。

（施行期日） 平成26年4月1日

議案第35号 さいたま市附属機関の設置等に関する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

協議会等の見直しに伴い、執行機関の附属機関として17機関を設置するため、新たに条例を制定するもの。

（内容）

- 1 設置及び担当事務
 - (1) 15機関を市長の附属機関として、2機関を教育委員会の附属機関として、それぞれ

設置するもの。

(2) 附属機関の担当事務を定めるもの。

2 委員の定数、構成及び任期

- ・ 附属機関の委員の定数、構成及び任期を定めるもの。

3 臨時委員及び専門委員

- ・ 附属機関に、必要に応じて、臨時委員及び専門委員を置くことができることとするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第36号 さいたま市史編さん審議会条例の制定について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市史の編さんに関し必要な事項を調査審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、本市の市史編さんに関し必要な事項を調査審議するため、「さいたま市史編さん審議会」を設置するもの。

2 所掌事務

- ・ 審議会は、市史の編さんに係る計画の策定に関する事項、市史の調査、執筆及び刊行に関する事項等を調査審議することとするもの。

3 組織

(1) 委員の定数を10人以内とするもの。

(2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募による市民及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととするもの。

5 会長

- ・ 審議会に、委員の互選により会長を置くこととするもの。

6 会議

(1) 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。

(2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととするもの。

7 専門委員

- ・ 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができることとするもの。

8 専門部会

- ・ 審議会は、専門の事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができることとするもの。

9 守秘義務

- ・ 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

10 庶務

- ・ 審議会の庶務は、総務局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第37号 さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課)

さいたま市しらさぎ荘の活用を目的とした建物等の譲渡及びその敷地の無償貸付に係る事業者を公募により選定するに当たり、必要な事項を審査するため、附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ しらさぎ荘の活用を目的とした建物等の譲渡及びその敷地の無償貸付に係る事業者を公募により選定するに当たり、必要な事項を審査するため、「さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を8人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、観光業又は宿泊業に関し識見を有する者、関係団体の代表者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、委員会が審査の結果を市長に報告するまでの間とするもの。

4 委員長

- ・ 委員会に、委員の互選により委員長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととするもの。

6 庶務

- ・ 委員会の庶務は、市民・スポーツ文化局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第38号 さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局総務部行政透明推進課)

実施機関に派遣された派遣労働者及び派遣労働者であった者について、個人情報の取扱いに係る義務を課すとともに、罰則規定の対象とするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 派遣労働者等の義務の新設

- ・ 派遣労働者又は派遣労働者であった者は、労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこととするもの。

2 派遣労働者等への罰則の適用

- ・ 個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を正当な理由なく提供した場合等の罰則の適用について、その対象に派遣労働者及び派遣労働者であった者を新たに追加するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日(2については、同年7月1日)

議案第39号 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・行財政改革推進本部)

指定管理者の候補者の選定について審査する附属機関を設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 指定管理者審査選定委員会の設置

- (1) 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、局等が所管する施設の区分に応じ指定管理者審査選定委員会を設置するもの。
- (2) 委員の定数を7人以内とするもの。ただし、さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、9人以内とするもの。
- (3) 委員は、学識経験を有する者、施設の運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者及び市職員のうちから、市長等が委嘱することとするもの。
- (4) 委員の任期は1年とし、再任を妨げないこととするもの。
- (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第40号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

市人事委員会の勧告を踏まえ、現下の社会経済及び雇用の情勢並びに国及び他の政令指定都市の動向等を総合的に勘案し、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 55歳を超える職員の昇給抑制

- ・ 55歳を超える職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）について、標準の勤務成績では昇給しないこととするもの。

2 自宅居住者に対する住居手当の廃止

- (1) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当（月額6,500円）を廃止するもの。
- (2) (1)に伴う経過措置として、廃止前から住居手当の支給を受けていた職員等を対象に、平成27年度まで段階的に減額した住居手当を支給することとするもの。

3 現給保障措置の廃止

- ・ 給与構造改革による給料表の水準の引下げに伴う経過措置として、改定前の額との差額を支給することとした現給保障措置を平成26年度末をもって廃止するもの。

(施行期日) 1については平成27年4月1日、2については平成26年4月1日、3については公布の日

議案第41号 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

他の一般職の職員において自宅居住者に対する住居手当を廃止することとの均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 自宅居住者に対する住居手当の廃止

- ・ 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止するもの。

2 経過措置

- ・ 廃止前から住居手当の支給を受けていた職員等を対象に、2年間の経過措置を設けるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第42号 さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 復興計画作成等のため派遣された職員への災害派遣手当の支給
- ・ 本市が大規模災害を受けた場合において、復興計画の作成等のため派遣された地方公共団体等の職員に対し、災害派遣手当を支給することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第43号 さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所)

さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業を実施することに伴い、新たに特別会計の設置に係る条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 特別会計の設置
- ・ さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第44号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

適正な受益者負担を確保する観点から、納税証明書の交付事務等に係る手数料を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 納税証明書の交付事務に係る手数料の改定

事務の種類		現 行	改定後
納税証明書の交付	窓口交付（郵送請求を含む。）	1枚につき200円	1枚につき300円
	自動交付機及び民間端末機による交付	1枚につき200円	

2 固定資産課税台帳の閲覧事務等に係る手数料の改定

事務の種類	現 行	改定後
固定資産課税台帳の閲覧	1件につき150円	1件につき300円
固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付	1件につき200円	1件につき300円

(施行期日) 平成26年10月1日

議案第45号 さいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・行財政改革推進本部)

適正な受益者負担を確保する観点から、各種の証明事務等に係る手数料を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の改定

事務の種類		現 行	改定後
各種の証明	窓口交付（郵送請求を含む。）	1件につき200円	1件につき300円
	自動交付機及び民間端末機による証明書の交付	1件につき200円	
公簿、公文書等の閲覧照会		1件につき150円	1件につき300円
公簿、公文書等の謄抄本の交付			

2 規定の整備

- ・ 制度が廃止されたことにより、該当がない事務について、当該事務に係る条項を削除するもの。

(施行期日) 平成26年10月1日（2については、公布の日）

議案第46号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

適正な受益者負担を確保する観点から、住民票又は戸籍の附票の写しの交付事務等に係る手数料の改定等をするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の改定

事務の種類		現 行	改定後
住民票又は戸籍の附票の写しの交付	窓口交付（郵送請求を含む。）	1件につき200円	1件につき300円
	自動交付機及び民間端末機による交付	1件につき200円	
住民票の記載事項に関する証明		1件につき200円	1件につき300円
住民票の閲覧		1件につき150円	1件につき300円
印鑑登録に関する証明	窓口交付（郵送請求を含む。）	1件につき200円	1件につき300円
	自動交付機及び民間端末機による証明書の交付	1件につき200円	

2 手数料の新設

- ・ 住居表示台帳等の写しの交付事務に係る手数料を、1枚につき300円とするもの。

(施行期日) 平成26年10月1日

議案第47号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の見直し
- ・ 消費税及び地方消費税の税率が５％から８％に引き上げられることに伴い、構造計算適合性判定を要する長期優良住宅建築等計画認定申請及び低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料の引上げを行うもの。

(施行期日) 平成２６年４月１日

議案第４８号 さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例の制定について

(所管課所・財政局契約管理部調達課)

プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札により市が発注する委託業務の受託事業者の選定に当たり市長等の諮問に応じ審査を行うため、附属機関を設置するもの。

(内容)

1 趣旨

- ・ 「さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとするもの。

2 設置

- ・ 委員会は、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札により事業者の選定を行う委託業務ごとに設置することとするもの。

3 所掌事務

- (1) プロポーザル方式による事業者の選定基準の策定及び事業者の選定に関する審査
- (2) 総合評価一般競争入札による落札者決定基準の策定及び落札者の決定に関する審査

4 組織

- (1) 委員の定数を１０人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者及び市職員等のうちから、市長等が委嘱し、又は任命することとするもの。

5 任期

- ・ 委員の任期は、委託業務を受託する事業者が選定される日までの間とするもの。

6 委員長及び副委員長

- ・ 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を置くこととするもの。

7 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

8 守秘義務

- ・ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

9 庶務

- ・ 委員会の庶務は、委託業務を所管する局等において処理することとするもの。

(施行期日) 平成２６年４月１日

議案第４９号 さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部高校教育課)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改

正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 授業料の額

- (1) 高等学校の授業料の額について、市内生は年額11万8,800円とし、市外生は年額18万円とするもの。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生の授業料の額については、市内生と同額とするもの。

2 月額の変更に伴う授業料の算定方法

- ・ 学年の途中において市内生又は高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生から当該支給を受けない市外生となった場合等の授業料の額については、それぞれの授業料の額を分けて算定することとするもの。

3 休学等の場合の授業料の徴収基準

- ・ 月の途中に休学、入学、退学、住所の変更等をした場合のその月の授業料の徴収等について定めるもの。

4 不正利得の徴収

- ・ 偽りその他不正の手段により授業料等の徴収を免れた場合は、その免れた授業料等の額に相当する額を徴収することができることとするもの。

5 施行日前から在学している生徒の授業料

- ・ 施行日前から引き続き高等学校に在学している生徒（他の高等学校から転入学してきた生徒を含む。）については、授業料を徴収しないこととするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第50号 さいたま市立幼児教育センター及び付属幼稚園条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部指導1課)

さいたま市立幼児教育センターの機能を（仮称）さいたま市子ども総合センターに移行することに伴い、幼児教育センター及びその研究実践園である付属幼稚園を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第51号 さいたま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部与野本町学校給食センター)

平成26年度からさいたま市立岩槻学校給食センターが所管している小中学校6校全てが自校方式に移行することに伴い、同学校給食センターを廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 岩槻学校給食センターの廃止及び与野本町学校給食センターの名称変更

- (1) さいたま市立岩槻学校給食センターを廃止するもの。
- (2) さいたま市立与野本町学校給食センターの名称を「さいたま市立学校給食センター」に改めるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第52号 さいたま市社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市社会教育委員設置条例の一部改正
 - ・ 省令で定める基準を参酌して定める社会教育委員として委嘱することができる者に、省令で定める者のほか「公募による市民」を加えるもの。
- 2 さいたま市図書館条例の一部改正
 - ・ 図書館協議会の委員として任命することができる者に「公募による市民」を加えるもの。
- 3 さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部改正
 - ・ 青少年宇宙科学館運営委員会の委員として委嘱し、又は任命することができる者から「市職員」を削り、「公募による市民」を加えるもの。
- 4 さいたま市公民館条例の一部改正
 - ・ 公民館運営審議会の委員として委嘱することができる者に「公募による市民」を加えるもの。
- 5 さいたま市博物館条例の一部改正
 - ・ 博物館協議会の委員として任命することができる者に「公募による市民」を加えるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第53号 さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 組織規定の追加
- ・ 審議会の委員の定数を50人以内とするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第54号 さいたま市民生委員定数条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における民生委員法の一部改正に伴い、新たに条例の制定を行うもの。

(内容)

- ・ 民生委員の定数を1,399人とするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第55号 さいたま市老人憩いの家条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

利用者の安全確保の観点から、老人憩いの家高戸荘を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 老人憩いの家高戸荘の廃止
- ・ 老人憩いの家高戸荘に係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第56号 さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

利用者数の減少等に伴い、高齢者居室等整備資金の融資制度を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第57号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 重度訪問介護の対象者の拡大

- ・ 重度訪問介護の対象について、現在の「重度の肢体不自由者」に加え「重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を追加するもの。

(2) 障害程度区分から障害支援区分への規定の変更

- ・ 障害者の心身の状態を総合的に示す「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めるもの。

(3) 共同生活介護及び共同生活援助の一元化に伴う事業者の指定基準の見直し等

- ・ 共同生活介護及び共同生活援助が「共同生活援助」に一元化され、新たな介護等の提供方法及びサテライト型住居が創設されることに伴い、共同生活援助事業者の指定基準を見直すもの。

2 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

- ・ 障害程度区分から障害支援区分への規定の変更

- ・ 1(2)参照

3 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 障害程度区分から障害支援区分への規定の変更

- ・ 1(2)参照

(2) 職員の配置に関する要件の緩和

- ・ 宿泊型自立訓練のサービス管理責任者の配置について、一定の指定自立訓練（生活訓練）事業所に関し常勤に限らないこととする要件を加えるもの。
- 4 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
- ・ 障害程度区分から障害支援区分への規定の変更
 - ・ 1(2)参照
- 5 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
- ・ 規定の整備
 - ・ 参酌の対象である基準省令の改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「第5条第17項」を「第5条第16項」に改めるもの。
- 6 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
- ・ 規定の整備
 - ・ 5参照

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第58号 さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市杉の子園に保育所等訪問支援等の新たな業務を加えることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 業務の追加

- ・ 園の業務に、保育所等訪問支援、障害児相談支援及び相談支援を追加するもの。

2 利用者資格の追加

- ・ 障害児相談支援及び相談支援に係る業務の追加に伴い、新たに利用者の資格を定めるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第59号 さいたま市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援課)

母子生活支援施設について、位置の表記を改正するとともに、管理・運営の効率化等を目的とした統廃合を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 けやき荘及びこすもす荘の位置の表記の改正

- ・ けやき荘の位置の表記を「さいたま市浦和区」と、こすもす荘の位置の表記を「さいたま市西区」とするもの。

2 こすもす荘の廃止

- ・ こすもす荘に係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成27年4月1日（1については、公布の日）

議案第60号 さいたま市児童災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

他の給付制度が充実し、及び他の政令指定都市においても同様の制度がないことから、児童災害見舞金支給制度を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第61号 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部財務課)

地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正に係る経過措置の終了に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の削除
- ・ みなし償却制度の廃止に伴い、資本剰余金の処分に係る規定を削除するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第62号 さいたま市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

住居表示台帳等の写しの交付に関し、交付の手續その他必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 住居表示台帳等の写しの交付

- ・ 何人も、住居表示台帳等の写しの交付を請求することができることとするもの。

2 手数料の納付

- ・ 住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例に定める手数料を納付しなければならないこととするもの。

(施行期日) 平成26年10月1日等

議案第63号 さいたま市コミュニティ施設条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

施設の効率的な運営及び利用者の利便性の向上を図るため、さいたま市コミュニティ施設条例を始めとする3条例について、使用料及び利用料金の還付制度の見直しその他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正

(1) 使用料の還付制度の見直し

- ・ 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出た場合には、使用料の全部又は一部を還付することができることとするもの。

(2) プラザイーストの駐車場使用料の見直し

- ・ 類似施設の駐車場使用料の料金体系の整合を図るため、プラザイーストの駐車場使用料を変更するもの。

2 さいたま市文化会館条例の一部改正

- ・ 利用料金の還付制度の見直し

- ・ 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出た場合には、利用料金の全部又は一部を還付することができることとするもの。

3 さいたま市伝統文化施設条例の一部改正

- ・ 利用料金の還付制度の見直し
- ・ 利用者が規則で定める期限までに利用の許可の取消しを申し出た場合には、利用料金の全部又は一部を還付することができることとするもの。

(施行期日) 平成26年10月1日(1(2)については、同年4月1日)

議案第64号 さいたま市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 会長及び委員の資格要件
- (1) 会長は、市長をもって充てるとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱するとするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第65号 さいたま市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部消費生活総合センター)

特定商取引に関する法律の一部改正を踏まえ、消費者被害の更なる予防及び拡大防止を図るため、買取り型消費者取引を新たに規制の対象とする等の所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 買取り型消費者取引への規制の拡大等
 - ・ 事業者が消費者から商品を購入する取引について、新たに、不適正な取引行為に関する規制の対象とするとともに、表示等の適正化を求めることとするもの。
- 2 さいたま市消費生活審議会のあっせん及び調停の機能の強化
 - ・ さいたま市消費生活審議会のあっせん又は調停に付された苦情について、消費生活の安定及び向上を図るため必要があるときは、当該あっせん又は調停の経過及び結果を公表することができることとするもの。

(施行期日) 平成26年7月1日

議案第66号 さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部開発調整課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における国土利用計画法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 組織規定の追加
- ・ 土地利用審査会の定数を7人とするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第67号 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道財務課)

地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正に係る経過措置の終了に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の削除
- ・ みなし償却制度の廃止に伴い、資本剰余金の処分に係る規定を削除するもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第68号 さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道財務課)

下水道事業会計及び下水道使用料の適正化を図るための使用料の改定及び汚水量の算定に係る届出の方法の見直しを行うため所要の改正を行うもの。

(内容)

1 下水道使用料の改定

- ・ 全ての汚水排水量区分において、使用料単価を平均改定率21.6%引き上げるもの。

2 届出事項の追加

- ・ 汚水の量の算定に当たり、使用の態様の変更の届出に係る規定を追加するもの。

3 罰則の適用

- ・ 2の届出に不実の記載のあるものを提出した者に罰則を適用させるもの。

(施行期日) 2については平成26年4月1日、1については同年6月1日(3については、同年7月1日)

議案第69号 さいたま市南下新井汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道総務課)

汚水量の算定に係る届出の方法を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 届出事項の追加

- ・ 汚水の量の算定に当たり、使用の態様の変更の届出に係る規定を追加するもの。

2 罰則の適用

- ・ 1の届出に不実の記載のあるものを提出した者に罰則を適用させるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日(2については、同年7月1日)

議案第70号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

他の一般職の職員において自宅居住者に対する住居手当を廃止することとの均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 自宅居住者に対する住居手当の廃止

- ・ 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止するもの。

2 経過措置

- ・ 廃止前から住居手当の支給を受けていた職員等を対象に、2年間の経過措置を設けるもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第71号 さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防職員課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における消防組織法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 消防長の資格

- ・ 政令で定める基準を参酌して定める消防長の資格は、消防署長若しくは消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あった者又は市の行政事務に従事した者で局長その他これと同等以上の職に2年以上あった者であることとするもの。

2 消防署長の資格

- ・ 政令で定める基準を参酌して定める消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとするもの。

(施行期日) 平成26年4月1日

議案第72号 さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

平成25年3月に策定した消防団充実強化計画に基づき、消防分団の増強に伴う消防団員定数の改定及び消防団員の処遇改善を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 消防団員定数の見直し

- ・ 消防団員定数を、1,332人から1,432人に改定するもの。

2 支給方法の明確化

- ・ 報酬の支給方法を明確にするもの。

3 費用弁償の引上げ及び規定の整備

(1) 費用弁償の引上げ

- ・ 出動手当の単価を引き上げるとともに、災害出動において長時間活動した場合の加給制度を新設するもの。

(2) 規定の整備

- ・ 「災害防ぎょ」を「災害防御」に改めるもの。

4 ブロック長及び副ブロック長の廃止

- ・ ブロック長及び副ブロック長の職を廃止するもの。

(施行期日) 3(2)については公布の日、2及び3(1)については平成26年4月1日、1及び

4については平成27年4月1日

《一般議案》

議案第73号 議決事項の一部変更について（さいたま市立ひまわり特別支援学校増築棟建設（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課）

平成25年12月議会において議決を得たさいたま市立ひまわり特別支援学校増築棟建設（建築）工事請負契約について、平成26年4月1日に消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
佐伯・彩光特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	6億1,310万9,700円
変更後	6億3,062万7,120円

議案第74号 財産の交換について

（所管課所・保健福祉局保健部地域医療課）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が社会保険大宮総合病院を市が所有する土地に移転するに当たり、当該土地と同機構が所有する土地とを交換するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 交換に供する財産
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在地 市内北区宮原町1丁目851番
 - (3) 地積 1万4,000.25平方メートル
 - (4) 価額 24億9,204万4,500円
- 2 交換により取得する財産
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在地 市内北区盆栽町453番ほか1筆
 - (3) 地積 1万432.93平方メートル
 - (4) 価額 17億627万640円

- 3 交換の相手方
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

- 4 交換差額の補足
相手方は、市に対し、3億5,358万6,145円（交換差額7億8,577万3,860円から、北部地域の医療体制を確保するために市が相手方に行う支援として4億3,218万7,715円を減じて得た額）を支払うものとするもの。

議案第75号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）

（所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿七丁目22番12号
- (2) 名称 住友不動産建物サービス・住友不動産エスフォルタ・毎日興業共同事業体
- (3) 代表者 住友不動産建物サービス株式会社 代表取締役 香月 秋裕

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第76号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成26年4月1日

3 契約金額

1,856万6,000円を上限とする額

4 契約の相手方

久保 直生

議案第77号 埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

埼玉県道路公社が料金を徴収している新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて同意するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第78号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 9路線

開発 12路線 計21路線

議案第79号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 2路線

開発 0路線 計2路線

《人事議案》

議案第80号～議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

議案第83号～議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

議案第86号 埼玉県公安委員会委員の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。

《諮問議案》

諮問第1号 審査請求に対する裁決について

(所管課所・総務局人事部職員課)

退職手当に関する処分についての審査請求に対して裁決をするため、諮問するもの。

(内容)

- 1 審査請求に係る処分庁
 - ・ さいたま市教育委員会
- 2 審査請求に係る処分
 - ・ 平成24年5月14日、処分庁が審査請求人に対して行った職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）第15条第1項の規定による一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分
- 3 審査請求の趣旨
 - ・ 本件処分の取消しを求める。
- 4 裁決の主文
 - ・ 本件審査請求を棄却する。